

小田コミュニティハウス利用要綱細則

(趣 旨)

第1条 小田コミュニティハウス(以下、「ハウス」という。)の利用方法、その他必要な事項は、特定非営利活動法人金沢区民協働支援協会コミュニティハウス利用要綱(以下「要綱」という。)によるほか、この細則の定めるところによります。

(利用日時)

第2条 利用日時は、次のとおりです。ただし、施設内を整理、点検、確認するために、終了時刻を15分の範囲内で繰り上げてこれに充てることができます。

(1) 研修室・和室・サロン

利用日 : 学校利用の日を除き、原則として週6日

利用時間 : 9:00~21:00

※ H: 18. 7月より(月)夜間を閉館し、(火)午前を開館しました。

利用時間(月) 9:00~17:00 (火) 9:00~13:00

(2) 市民図書室

利用日 : 日曜日及び木曜日の週2日

利用時間 : 日曜日 10:00~12:00

木曜日 14:00~16:00

2 学校利用の日は毎週金曜日とし、自主利用の日は毎週火曜日とします。

(利用の時間帯)

第3条 ハウスを団体で利用する場合の時間帯は次の通りとします。

時間帯	時 間
午 前	午前9時 ~ 午後12時15分
午 後	午後1時15分 ~ 午後5時
夜 間	午後5時 ~ 午後9時

※ 上記第2条、第3条については金沢区長が小田中学校長へ使用許可を申請し承認を得た期間、場所、日時等の範囲内により定めます。

(利用の申込方法及び決定)

第4条 (1) コミュニティハウスを利用する団体は、その団体の責任者(もしくはその代理人)が来館して利用する前月の1日(その日が休館日のときは2日)の午前9時以降、月2回までの利用希望日の使用申請をします。この場合、先着順としません。

(2) 複数の利用団体が、同じ時間帯を希望したときは、調整時間を設定して調整します。調整時間は別に定めます。

(3) 月初めの利用受付日に翌月分を2回まで申し込むことができます。また、受付日の翌日に空きがあれば、翌月分まで月4回までの利用を申し込むことができます。

(利用の申込受理について)

第5条 (1) 団体が、営利を目的とした利用、政治活動のための利用、宗教活動のための利用、公の秩序または風俗を乱す恐れのある利用等でないとき利用を認めます。

(2) 自主事業を経てサークル(同好会)となった団体には、ある期間、利用の時間帯について他の団体より優先的に館の利用を認めます。期間は、ほぼ3か月とします。

(自主事業の申込受付について)

第6条 先着順としないで、定員オーバーの場合には抽選とします。申込については、往復はがきとします。

(カラオケについて)

第7条 カラオケの利用区分時間を次のように設定します。

ただし、二つの団体が同一時間帯を希望したときは、前半・後半の時間区分を適用します。

	午 前	昼 間	夜 間
平日	使用不可	使用不可	17:00~20:00
休日	9:30~11:30	13:15~16:15	17:00~20:00
希望時間が重なったとき	前半 13:15~15:00	後半 15:00~16:50	前半 17:00~18:45 後半 19:00~20:45

(市民図書室の利用)

第8条 (1) 図書の貸出を受けようとする者は、事前に、住所及び氏名が確認できる証明書類を提示し、図書貸出カードの交付を受けなければなりません。小学校児童は保護者が同伴し、手続をするものとします。

(2) 図書の貸し出し期間は2週間以内とし一人3冊までとします。(新着図書は1冊)

(3) 館内で閲覧しようとする者は、第2条第1項第2号の利用時間内に閲覧できます。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、ハウスの利用に関し必要な事項はハウス館長が定めます。

(その他)

第10条 教育機関(小田中学校)に隣接した公共施設であるため次の事項を特に遵守することとします。

- 協会、コミュニティハウス運営委員会、コミュニティハウス管理者の指示に従うこと。
- 器物破損等については、利用者が責任を持つこと。利用者の弁償を原則とします。
- 研修室・和室での飲食については、いわゆる会議で出される程度の飲み物とします。
- 喫煙については、禁止(館内・施設敷地内)とします。
- 施設利用中の事故については、利用者責任とします。
- 利用した器具類は、所定の位置に戻すこと。
- ごみ類は、各自で確実に処理し持ち帰ること。

附 則

この細則は、平成11年6月6日から施行します。

この細則は、平成15年9月1日から施行します。

この細則は、平成16年6月1日から施行します。

この細則は、平成17年7月1日から施行します。

この細則は、平成18年7月1日から施行します。

この細則は、平成20年4月1日から施行します。

この規則は、平成23年4月1日から施行します。